

# <令和5年度新規事業> 難聴高齢者の補聴器 購入費用を助成します



問合せ 高年介護課 ☎ 57-5200

高齢者の日常生活の安全確保や社会参加を促すことにより、認知症やひきこもりの予防を図るため、身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度難聴の高齢者が、補聴器を購入する場合の費用の一部を助成します。

**対象** 令和5年4月1日以降に補聴器を購入する次のいずれにも該当する方

- ・市内に住民登録がある
- ・購入時に65歳以上
- ・身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴(40デシベル〜69デシベル)がある
- ・住民税非課税世帯



**対象機器**  
認定補聴器技能者が在籍する補聴器の販売店で購入した補聴器

**助成額**

・購入費の1/2(上限5万円)

**申込み**

高年介護課または各支所地域振興課窓口

※購入前に申請が必要ですので、必ず事前にご相談ください。

※詳細は市HP(QR)をご覧ください。

問合せ 高年介護課

☎ 57-5200



高齢者

## 指定温泉保養施設などの利用券を交付します

指定温泉保養施設などを半額で利用できる助成券を交付します。

**対象**

市内に住所があり、次のいずれかに該当する方(4月1日現在)

- ① 65歳以上(昭和33年4月1日以前の生まれ)
- ② 身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所有者

**交付・利用期間**

～令和6年3月31日(日)

**交付場所**

- ① 高年介護課(本庁1階)、各支所地域振興課、身障会館(上三之町)
- ② 総合福祉センター(昭和町2)
- ③ 山王福祉センター(森下町1)

- ※①(土)祝休み ②(祝休み)
- ③(日)祝休み

※各施設の休館日には交付できません。なお、4月1日(土)、2日(日)は市役所・支所が閉庁日のため、4月3日(月)以降の受け取りにご協力をお願いします。

**利用回数**

年間20回まで(1冊20枚つづり)

※交付には、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証や健康保険証など)、障がい者は身体障害者手帳などの提示が必要です。代理人が受領する場合も、利用者本人の確認書類が必要です。

※交付は1人年1冊限り。再交付はできません。

**指定温泉保養施設**

- 宿儺の湯 ジョイフル朴の木
- ひだ荘川温泉桜香の湯・塩沢温泉七峰館・四十八滝温泉しづきの湯遊湯館・くるみ温泉
- ひだまりの湯・自家源泉臥龍の湯臥龍の郷・奥飛驒ガーデンホテル焼岳・ひらゆの森
- 中崎山荘奥飛驒の湯

**指定公衆浴場**

鷹の湯・ゆつとぴあ稲荷湯

※詳細は市HP(QR)をご覧ください。

問合せ 高年介護課

☎ 57-5200

